## 令和3年第4回清里町教育委員会会議

1. 開催年月日

令和3年 6 月15日(火)

2. 開催場所

清里町生涯学習総合センター会議室

3. 開会・休憩・閉会時刻 開会宣言15時00分 閉会宣言15時15分

4. 出席者は次のとおりです。

職名	氏 名	職名	氏 名
教 育 長	岸本幸雄	職務代理者	福田一成
委員	宇都宮 弥 生	委員	居城博明
委員			

- 5. 欠席者は次のとおりです。 高見真由美 委員
- 6. 遅刻者は次のとおりです。 無し
- 7. 早退者は次のとおりです。 無し
- 8. 出席した事務局職員は次のとおりです。

職名	氏 名	職名	氏 名
生涯学習課長	原田賢一	学校教育G主幹	土 井 泰 宣
学校教育G主査	原 田 了〇		

9. 会議に付した事件は次のとおりです。

議案番号	件名
議案第13号	清里町学校運営協議会委員の委嘱について
議案第14号	清里町社会教育委員の委嘱について
議案第15号	清里町生涯学習総合センター運営審議会委員の委嘱について

10. 議事の経過

別 紙

## 第4回清里町教育委員会会議 議事録

令和3年6月15日(火)

議	長	ただいまから、令和3年 第4回 清里町教育委員会会議を開催いた				
时艾	IX.	します。				
		しょす。   ただいまの出席委員は 3名です。				
		清里町教育委員会会議規則 第6条により 本会議が成立しているこ				
		とを認めます。				
		本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。				
議	長	日程第1 議事録署名委員の指名を行います。				
		議事録署名委員は、会議規則 第24条第2項の規定により、 福田				
		委員 と 宇都宮委員 を指名します。				
議	長	日程第2 議案第13号 清里町学校運営協議会委員の委嘱について				
,	•	を議題とします。				
		提案理由の説明を求めます。				
 説	明	ただ今上程されました、議案第13号「清里町学校運営協議会委員の				
H)L	.51	委嘱」について提案理由の説明を致します。				
		安備」について促来性中の配列を以びよう。				
		   本件につきましては、清里町学校運営協議会設置規則により委嘱する				
		ものです。				
		000 c 9 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6				
		いて設置されるもので、清里町においては、清里小学校と清里中学校を				
		合わせて1つの協議会を設置することとなっております。				
		「おせて1つの協議会を設置することとなっております。   協議会の役割は、学校の教育方針の承認、学校運営に関する意見交換、				
		教職員の任用に関すること、学校運営への参画、単年度ごとの学校評価				
		などとなっており、地域住民と学校が一体となった教育を展開し、より				
		充実した教育活動を行うことを目的としております。 ・ ボール・ボール・ (1) ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・				
		委員の定数は20名以内とし、保護者、地域住民、校長及び教職員、				
		学識経験者、行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認めるものの				
		うちから委嘱することとなっており、任期は、令和3年4月1日から令				
		和4年3月31日までの1年間となっております。				
		では、候補者名簿をご覧ください。				
		今回委嘱する委員のうち、昨年度から変更になった方は、自治会連合				
		会の大谷晴一(はるいち)さん、自治会女性部連絡協議会の二川依里(え				
		り)さん、清里連合青年団の谷澤陽介さん、清里中学校 PTA の鈴木隆信				
		さん、清里中学校教頭の湯浅啓介さんとなっております。これらの方も				
		併せて合計18名を委嘱することについて提案するものです。				
		以上で提案理由の説明を終わります。				
議	長	これから質疑を行います。				

各委員	(質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。
	議案第13号 清里町学校運営協議会委員の委嘱について を採決し
	ます。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
 各委員	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。
时 八	したがって、議案第13号 清里町学校運営協議会委員の委嘱につい
	ては、原案どおり決定されました。
議長	日程第3 議案第14号 清里町社会教育委員の委嘱について を議
	題とします。
	提案理由の説明を求めます。
説明	ただ今上程されました、議案第14号「清里町社会教育委員の委嘱に
	ついて」提案理由の説明を致します。
	社会教育委員は、社会教育法第15条及び第18条の規定により、教
	行去教育委員は、社会教育伝第10米及び第10米の規定により、教   育委員会が委嘱するものです。
	社会教育委員の職務は、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会
	の諮問に応じて意見を述べる、必要な調査研究を行うこととなっており
	ます。
	委嘱年月日は、令和3年6月1日から令和5年5月31日までの2年
	間となります。
	委員の定数は清里町社会教育委員設置条例第2条により15名とされている。 学校教会 アスプレス教育委員
	ており、学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する者、学 識経験者から委嘱することとなっております。今回新たに委嘱する委員
	は6名で、上から3番目の校長会推薦の畠山稔(みのる)さん、ふたり
	下のスポーツ協会推薦の桑名早苗さん、その下の自治会女性部連絡協議
	会推薦の太田富士子さん、下から3番目の、札弦在住の服部扶早子(ふ
	さこ)さん、その下の、羽衣町在住の齊藤聖子さん、そして一番下の、
	上斜里南在住の田中聖恵(さとえ)さんです。その他9名は再任となり
	ます。
	以上15名を社会教育委員として委嘱することについて提案いたしま
	す。
	以上で提案理由の説明を終わります。
議長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。
	議案第14号 清里町社会教育委員の委嘱について を採決します。
	本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)

議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第14号 清里町社会教育委員の委嘱について は、 原案どおり決定されました。 日程第3 議案第15号 清里町生涯学習総合センター運営審議会委
HIX X	員の委嘱について を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
説明	ただ今上程されました議案 1 5 号「清里町生涯学習総合センター運営 審議会委員の委嘱」について提案理由の説明をいたします。
	清里町生涯学習総合センター運営審議会は、センターの円滑な管理運営を図ることを目的に、設置するもので、その委員は清里町生涯学習総合センター条例第6条の規定により、教育委員会が委嘱するものです。 委嘱期間は令和3年6月1日から令和5年5月31日までの2年間となります。 委嘱候補者は名簿のとおりで、生涯学習総合センター運営審議会委員は、社会教育委員の職務と密接に関係することから、議案第14号でご承認いただきました社会教育委員15名を生涯学習総合センター運営審議会委員として委嘱することについて提案いたします。
-3/r. I	以上で提案理由の説明を終わります。
議長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 議案第15号 清里町生涯学習総合センター運営審議会委員の委嘱に ついて を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第15号 清里町生涯学習総合センター運営審議会 委員の委嘱について は、原案どおり決定されました。
議長	本会議に付された案件は、以上で終了いたしました。 これで、本日の会議を閉会いたします。

上記の議事録は、主幹 土井 泰宣 が記したものであるが、その内容が正当であることを証し、ここに署名する。 令和 3年 6 月 1 5 日

)丰 田	m++±/-	士禾	므ᄉ	本た <del>プマ</del>	≓
/育里	町教	百少	= 学	<b>秋</b> 百	┲

清里町教育委員

清里町教育委員